

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 1 1 月 2 2 日付けの特別障害者手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

〇〇市役所から手渡された特別障害者手当（国の制度）[図 4 附 p. 74](#)の支給対象者のガイドラインとして次のいずれかの障害とあり、(1)と(2)に当てはまっている。そして、「障害程度認定基準に該当しないため」とあったが、現状車イス生活で歩行は困難。小脳の病気により、手の震え及び口の曲がりが見視できる。それに加えて、内科医の判断にない目の距離感（本人にしか分からない違和感及び見えずらさ。病名…脊髄小脳変性症）の異常を前々から訴えており、辛い思いをしていることから請求人に代わり、代理人が東京都知事に助けを求めます。

2019年の秋、請求人が再度自分の病気について詳しく知りたいとの希望で、〇〇市〇〇町にある〇〇センターへ検査入院をしました。結果については、資料を添付してありますので目を通し

ていただければと思います。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 9月 2日	諮問
令和4年10月11日	審議（第71回第4部会）
令和4年11月 4日	審議（第72回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令の定め

- (1) 法26条の2は、市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」としている。

そして、令1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が令別表第二（別紙2）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの（令1条2項1号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（令別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の

状態によるものと同程度以上であるもの（令1条2項2号）

ウ 身体機能の障害等が令別表第一（別紙2）各号（10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（令1条2項3号）

(2) 法26条の5において準用する法19条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

(3) また、認定基準によれば、令1条2項1号から3号までのいずれかに該当する障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている（認定基準第一・3）。

したがって、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分に取り消理由があるとする事はできない。

(4) 認定基準は、令1条2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり（認定基準第一・1）、具体的には以下のとおりである。

ア 令1条2項1号に該当する障害の程度とは、令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされている（認定基準第三・1・柱書）。

イ 令1条2項2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとされている。

(ア) 令別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表（以下「次表」という。）に掲げる身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）

(イ) 令別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、「日常生活動作評価表」の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである。）（認定基準第三・2・(2)）。

ウ 令1条2項3号に該当する障害の程度とは、令別表第一のうち次のいずれかに該当するものとされている。

(ア) 認定基準第二（障害児福祉手当の個別基準）の4（内部障

害)又は5(その他の疾患)に該当する障害を有するものであって、同第三の1の(7)のウの安静度表(結核の治療指針(昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知)に掲げる安静度表。以下「安静度表」という。)の1度(絶対安静)に該当する状態を有するもの(認定基準第三・3・(1))。

(イ) 認定基準第二(障害児福祉手当の個別基準)の6(精神の障害)に該当する障害を有するものであって、第三(特別障害者手当の個別基準)の1の(8)のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの(認定基準第三・3・(2))

(5) 法39条の2は、法の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は地方自治法2条9項1号に規定する第一号法定受託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であり、特別障害者手当の支給に関する事務を遂行する上で、法令の解釈及び審査基準として合理性を有するものと考えられる。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 請求人の障害について

本件診断書についてみると、本件診断書は「肢体不自由用」であり、「障害の原因となった傷病名」欄(別紙1・1)には「脊髄小脳変性症」と記載され、現症欄の1(別紙1・6・(1))によれば、頭部及び両足を除く全身について、「その他の障害の部分」に該当することが図示されており、また、「その他の障害の部分」に下線が引かれた上で「運動障害 小脳失調」と補記されていることから、請求人の障害については、肢体不自由であることが認められる。

そこで、以下、請求人の肢体不自由の程度が、認定基準に照らして、令1条2項各号のいずれかに該当するかどうか、検討する。

(2) 令1条2項1号該当性について

ア 認定基準の定め

認定基準によれば、令1条2項1号に該当する障害の程度とは、令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされているところ、肢体不自由である請求人の障害に関連するものは、令別表第二第3号から第5号までであると認められることから、以下それぞれについて検討する。

(ア) 令別表第二第3号（両上肢の機能障害）について

認定基準によれば、令別表第二第3号に該当する障害（両上肢の機能障害）について、「両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。なお、この場合には上肢装具等の補装具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作も行うことができないものである。」とし、㊦かぶりシャツの着脱（1分以内に行う）及び㊧ワイシャツのボタンをとめる（1分以内に行う）の2つの動作を挙げる（第三・1・(3)・ア）。また、「両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものとは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の強直、癬痕による指の埋没又は拘縮等により指があってもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいう。なお、この場合には日常生活において次のいずれの動作も行うことができないものである。」とし、㊨タオルをしぼる（水を切れる程度）及び㊩とじひもを結ぶ（10秒以内に行う）の2つの動作を挙げる（第三・1・(3)・ウ）。

(イ) 令別表第二第4号（両下肢の機能障害）について

認定基準によれば、令別表第二第4号に該当する障害（両下肢の機能障害）について、「両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の

障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。」とされている（第三・1・(4)・ア）。

(ウ) 令別表第二第5号（体幹の機能障害）について

認定基準によれば、令別表第二第5号に該当する障害（体幹の機能障害）について、「座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることができものをいう。」とされている（第三・1・(5)・イ）。

イ 本件診断書の検討

(ア) 令別表第二第3号（両上肢の機能障害）該当性について

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙1・6・(8)）には、両上肢の3大関節全ての関節運動筋力について、左右とも「正常又はやや減」と記載され、関節可動域も特段の制限はみられないことが認められ、両上肢の機能に著しい障害があるとは認められない。

また、本件診断書の日常生活動作の障害程度欄（別紙1・8・(3)及び(4)）によれば、タオルを絞る（水をきれ程度）及びとじひもを結ぶの2つの動作についていずれも×（ひとりでは全くできない場合。とじひもを結ぶ場合は10秒ではできない場合）とされているものの、「手指の関節の可動域」欄（別紙1・6・(5)）及び「握力」欄（同・(6)）の記載からは、すべての指の機能に著しい障害を有するとは認められない。

したがって、両上肢に係る請求人の障害の程度は、上記ア・(ア)の認定基準を満たすとはいえず、令別表第二第3号に該当しない。

(イ) 令別表第二第4号（両下肢の機能障害）該当性について

本件診断書の「関節可動域及び筋力（首・体幹・四肢）」欄（別紙1・6・(8)）には、両下肢の3大関節全てについて関節運動筋力は左右とも「正常又はやや減」と記載され、関節可動域も特段の制限はみられないことが認められる。

そうすると、請求人の場合、両下肢の機能に著しい障害があるものとは認められない。

したがって、両下肢に係る請求人の障害の程度は、上記ア・(イ)の認定基準を満たすとはいえず、令別表第二第4号に該当しない。

(ウ) 令別表第二第5号（体幹の機能障害）該当性について

本件診断書の「日常生活動作の障害程度」欄（別紙1・8）においては、「すわる（正座・横すわり・あぐら・脚なげ出し（このような姿勢を持続する））」及び「立ち上る」という動作に関しては、いずれも補助具等を使用してもしなくても△（ひとりでできてもうまくできない場合）と記載されており、双方の動作とも、ひとりでできない程度とはいえない。

したがって、体幹に係る請求人の障害の程度は、令別表第二第5号（体幹の機能に座つていない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの）に該当しない。

(エ) 小括

以上より、請求人の障害の程度は、令別表第二第3号から第5号までのいずれにも該当しないことから、同表のうち重複する障害を有することを要件とする令1条2項1号に該当するとは認められない。

(3) 令1条2項2号該当性について

認定基準によれば、令1条2項2号に該当する障害程度については、①令別表第二（別紙2）第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）、又は②令別表第二第3号から第5号までのいずれか1

つの障害を有し、かつ、「日常生活動作評価表」の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである）（同(2)）とされているところ、肢体不自由である請求人の障害に関連するものは、令別表第二第3号から第5号までであると認められる。

しかし、請求人の障害は、上記(2)・ア及びイのとおり、令別表第二第3号から第5号までには該当しないことから、上記①にも②にも該当しない。

したがって、請求人の有する障害の程度は、令1条2項2号（1・(1)・イ）に該当するとは認められない。

(4) 令1条2項3号の該当性について

認定基準は、令1条2項3号に該当する障害の程度については、令別表第一のうち、①内部障害又はその他の疾患に該当する障害を有するものであって、安静度表の1度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（認定基準第三・3・(1)）又は②精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）とされている。

しかし、本件処分は、肢体不自由を前提とした本件診断書を基に判定医の判断を踏まえて行われたものであり、本件診断書により、請求人が内部障害若しくはその他の疾患又は精神障害に該当する障害を有するものと認めることはできないものである。

したがって、請求人の有する障害の程度は、令1条2項3号（1・(1)・ウ）には該当しない。

(5) 総括

以上のとおり、請求人の障害の程度は、令1条2項各号のいずれにも該当する程度に至っておらず、請求人は、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法2条3項）に該当しないことから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということとはできない。



3 請求人は、上記第3のとおり、〇〇市役所から手渡された特別障害者手当の支給対象者のガイドラインとして掲げるもののうち、2つの項目に当てはまっているため、本件処分が違法・不当である旨主張する。

しかし、請求人が指摘するガイドラインはあくまで支給対象者の目安を示すものであり、請求人が「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法2条3項）に該当せず、手当の支給対象となる特別障害者に該当しないことから、本件処分が違法又は不当といえないことは上記2のとおりである。

また、請求人は、自身の現状について述べるとともに2019年に受けた検査の結果が分かる資料を提出し、自らが認定基準に該当しているとして本件処分の違法・不当を主張しているものと解される。

しかし、本件処分は、上記（1・3）に記載した原則のとおり、本件診断書に基づきなされるものであり、本件診断書の記載内容からすれば、請求人の障害の程度については、令1条2項各号に該当するに至っていないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙1及び別紙2（略）